

現 場 説 明 書

1 修繕名 東千葉ポンプ場外汚水ポンプ修繕

2 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書について

- (1) 質問書提出期限 令和8年8月31日(月)午後5時
※質問提出期限までに質問書の提出がなかった場合は、
「質問なし」とみなします。
- (2) 質問書提出方法 電子メールに現場説明書及び現場説明に対する質問書を添付して下記提出先まで送信すること。(メールの表題に業務名を必ず記載してください。)なお、社印・代表者印の押印の必要はありません。
- (3) 質問書提出先 建設局下水道企画部下水道経理課
(入札担当課) メールアドレス gesuikeiri@city.chiba.lg.jp
電 話 043-245-5407
- (4) 質問対象 質問の対象は、設計図書を含みますので、質問にあたっては、本現場説明書及び別冊の図面、仕様書等を熟読すること。
- (5) 回答日時 令和8年9月2日(水)午後1時から
令和8年9月8日(火)正午まで
- (6) 回答方法 ちば電子調達システムの入札情報サービスにて回答

3 入札に関する説明事項

- (1) 電子入札について
本業務の入札は、電子入札により執行します。電子入札のシステム操作等については、建設局建設総務課のホームページ「[建設局における電子入札の導入について](#)」を参照してください。
- (2) 入札参加手続について
入札参加手続は、公告に記載されている申請期間内に、ちば電子調達システムの電子入札システムにより行ってください。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない場合は、前記2(3)へ問い合わせること。(詳細は公告を参照)
- (3) 入札書の提出について
入札書の提出は、公告、図面、仕様書、契約条項、電子入札約款、千葉市電子入札運用基準及びこの現場説明書等をよく確認のうえ、電子入札システムにより提出してください。(詳細は公告を参照)
- (4) 開札及び落札者の決定について
開札及び落札者の決定は、千葉市契約規則、電子入札約款、千葉市電子入札運用基準、千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要綱及び千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領の定めるところによります。(建設局建設総務課のホームページ「[建設局一般競争入札のページ](#)」に掲載しています。)
- (5) 落札者にお渡しする書類について
落札決定後、落札者には次の事項についての説明書類をお渡しします。
 - ア 契約の保証に関する説明書
 - イ 契約書

(6) 最低制限価格の設定

本修繕は、下記のとおり最低制限価格を設けてあります。

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格(税抜)} = & \text{直接工事費等} \times 9.7/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 \\ & + \text{現場管理費等} \times 9/10 + \text{一般管理費等} \times 6.8/10 \end{aligned}$$

※算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

※算出された金額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

算定項目	費 目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費、機器管理費
一般管理費	一般管理費

4 説明事項

- (1) 本修繕は、完成図書の提出を含めて工期内に完了すること。
- (2) 本修繕の着手にあたっては、施工計画書を作成し、監督員に提出すること。
- (3) 使用材料・製作品等については、修繕打合せ簿により事前に承諾を得ること。
- (4) 本修繕で廃材等が発生する場合は、契約図書その他で指示があるものを除き、受注者の責において適正に処分すること。
- (5) 現場代理人は、作業の開始前及び終了時には必ず監督員に連絡するとともに、現場に常駐して、監督員と常に連絡がとれるようにすること。
- (6) 機器あるいは施設の停止を必要とする場合は、事前に監督員と協議し施設への影響を最小限に抑えること。
- (7) 本修繕で電気・水道等を必要とする場合は、事前に監督員と協議すること。
- (8) 本修繕の施工にあたっては、安全管理を十分徹底して施工すること。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

以上